

## 第16回青色21ネットワーク研究集会報告書

〔来賓あいさつ〕

福岡国税局課税第一部 部長 岸 英彦 氏

はじめに、このたびの東日本大震災により、多くの方が被災され、青色申告会の皆様の中には、家族やご友人、取引先など関係の深い方々に被害が及んだ方もおられるものと推察いたします。

心からお見舞い申し上げるとともに、被災地域の日も早い復旧・復興を願うばかりです。

国税当局では、被災された方々からの国税に関するご相談、申告書の提出、納税証明書の交付請求書等は、全ての税務署でお受けする体制を整えております。

また、「震災特例法」については、国税庁ホームページに掲載するとともに、税務署及び地方自治体を通じてお知らせしているところであり、会員の皆様に対する情報提供等につきまして、引き続き御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。

改めまして、本日は、第16回青色21ネットワーク研究集会にお招きいただき、御挨拶を申し上げる機会を得ましたことにつきまして、御礼申し上げます。

青色申告会の皆様には、日頃から青色申告の普及、適正申告に向けた記帳指導、及び e-Tax の利用促進等に多大なるご協力をいただき、また、税務署行政全般にわたりまして、格別の御理解と御支援をいただいております。厚く御礼申し上げます。

青色21ネットワーク研究会は、「青色申告制度の原点に立脚し、21世紀の変革と情報化時代に対応する公益活動のあり方を究明するとともに、地方における青色申告活動の充実強化に寄与する。」ことを目的として、主に西日本の社団化した青色申告会の皆様を中心となって平成15年4月にスタートされ、現在では東京国税局以西、沖縄国税事務所管内までの青色申告会の皆様が参加されていると伺っております。

今年で16回目となる研究集会ですが、福岡で開催されるのは初めてのこととお聞きしており、当局管内でこのような研究集会が開催され、全国から活発な活動をされている青色申告会の皆様が多参加されたことを光栄に思いま

す。

本日は、3つのテーマについて、発表・討議されると伺っておりますが、この研修集会によって、横のネットワークが更に強固になり、相互に研さんし合うことで、今後の青色申告会の活動が一層活発なものとなりますことを期待しております。

今後とも、税務行政の良き理解者として、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、本日の研究集会が有意義なものとなり、青色21ネットワーク研究会がますます活発な活動をされるとともに、お集まりの青色申告会及び全国の青色申告会のますますの御発展、本日御出席の皆様の御健勝、御繁栄を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

平成23年6月17日

福岡国税局 課税第一部長 岸 英彦

## 【研修Ⅰ】『一般社団法人化移行への経過報告』

(特例法人 → 一般社団法人)

一般社団法人西新井青色申告会  
専務理事 大和 猛

### 1. 総論

当会は、当初、武蔵府中青色申告会さん、杉並青色申告会さんと共に公益社団法人を目指して準備を進めていました。しかし武蔵府中青色申告会さんと杉並青色申告会さんは公益社団法人の認可を受けられましたが、当会は途中で方針転換し、4月1日から一般社団法人としてスタートいたしました。

#### 《一般社会の認知をえるための申請》

この申請は、一般的には東京であれば東京都、県であれば其々の県の方へ申請をするわけですが、実際には「青色申告会はこの様な活動を行っていて、このような事績を残してきている。これからもこの様な活動をしていくつもりです。」ということ世の中の一般の方に認めていただけるように報告をするのが、この申請だと思っていた方がいいと思います。

#### 《受付窓口の担当者によって違う対応》

ただそうは言っても、武蔵府中青色申告会さんも対応に苦慮したようですが、窓口である東京都の担当者が途中で代わり、担当者が代わる度に方針が変更されてしまう。当会の場合も東京都の担当者が途中で代わり、担当者が代わる度にまたゼロからスタートです。

申請の目的は確かに社会への報告ということで、当然どこで話が出ても同じ形にならないといけないんですが、現実には対応する担当者あるいは担当する県によって対応が微妙に違ってくる。ですから今日お話しするのはあくまでも東京で、なおかつ今年の4月1日から一般社団法人としてスタートした会の話だということでお聞きいただければよろしいかと思います。

## 《一般社団法人を選択した理由》

一般社団法人を選択した理由としては、次の3点が挙げられると思います。

### ①現状の分析

「社会一般に対しての報告」ということなのですが、報告だけでなく今回の申請というのは将来のことも約束しないといけないわけです。

例えば一般社団の場合ですと「公益目的支出、要するに公益財産についてこのように公益目的で使っていきます」と約束することです。

当会の場合ですと3年で使い切るということになっていますので、3年で使い切るということ約束しなければいけないということです。約束をする以上は、自分たちもきちんと分析をして約束通りやれるかどうか自信がなかったら申請はできないということです。

### ②将来展望の確認

約束を守るためにはきちんとした将来像を示さないといけません。

当会の場合には会員数が減少しています。そして今の会員数の減少ペースを考えていった時、支出ベースで約50%の公益目的支出を必要としている公益活動の費用を負担することによって生じる赤字を補っていけるかどうか、現状では非常に難しいという結論に達しました。

したがって、今の会員数の状況、将来展望に基づいての一般社団法人の選択だったということです。ですから当然公益認定維持の煩雑さ、大変さとかいろいろありますので、そういった費用負担、将来展望を考えての申請をしていかないと難しいと思います。

## 《将来は公益社団法人》

しかし、当会は一般社団法人でよかったとは思っていません。例えば、5月27日に東日本大震災の義援金について、公益社団法人、公益財団法人への寄附金控除の特例が、いかにも目立つ形で追加発令されました。

ですから現状を見ておきますと、やはり公益法人というのは特別の団体だから国としても、東京都としても特別の対応をしようというのが明らかに感じられるわけです。当会もこれからがんばって最終的には公益社団法人を目指していくつもりですが、現時点では一般社団法人を選択したということをご理解いただきたいと思います。

### ③一般法人と公益法人の比較論への対応

理想としてはやはり公益社団法人を目指すべきだと思います。

私は、機会あるごと東京国税局の担当の方と「青色申告会の活動内容で、そもそも公益か一般かで悩むこと自体おかしいのではないのか、青色申告会の活動といたら100%公益ではないか」と話しをしていましたが、現実の話としてはなかなかそうもいかなかったということです。

## 2. スケジュール

### ①役員（理事）任期の確認

《一般社団法人移行後に思わぬ後作業が》

＝残任期によって違ってくる取扱い＝

この役員任期の確認というのは一番忘れがちな問題です。例えば今回総会で役員改選をしていますと、通常役員の任期は2年ですので再来年まで任期があるわけです。ですから来年4月1日から一般社団法人にするということになりますと、任期が残り丸1年残っているという場合、あるいはちょうど来年で丸2年目がきてしまう場合とか、その役員さんの任期によって様々です。

代表理事については定款に名前を載せるという形で、比較的スムーズに対応が出来ますが、代表理事以外の理事の方については、その任期等をしっかり確認しませんと思わぬ後作業が必要になってしまいます。

つまり、任期が残っている場合ですと来年4月1日以降の総会で、ご自分の都合でお辞めになるという場合も、任期満了による退任にはならないので、退任の届出書が必要になってきます。任期満了による退任ですと退任届は要らないわけで、任期との関係による書類の違いが出てきます。

お手元の資料1というのは東京都が作ってくれた資料です。東京都もいい資料を作ってくれましたが、任期と就任時期との関係ですので見ただけでは解りにくいと思いますが、司法書士の方等と相談されるときは、こういった資料を参考にしながら、理事の任期、あるいは就任、退任の問題について打合せをされたらよいと思います。

《一番重要なのは理事会》

＝代表理事の職務代行者の選任は理事会の決議事項＝

社団法人が一番重要なのが理事会です。総会より理事会の方を大事にする感じです。それくらい理事会のメンバーを重視していますから、ここがポイントです。通常ですと代表理事になにかあったときのためにその職務代行者の順位を別の規約で決めておられますが、公益社団法人、一般社団法人の場合には、これは絶対にだめです。理事長代行者の選任は理事会の決議事項ですので、あらかじめ規約で決めておくことはもってのほかということになっております。

## ②認可申請と登記スケジュールの確認

### 《司法書士に依頼して調整を》

＝定款以外の各種規約についても細かい打ち合わせを＝

ある程度話が進みましたら、司法書士の方に依頼して、調整をされる必要があります。要するに、司法書士の方はその面でのプロですので、任期の関係で印鑑が必要な人、不必要な人、あるいは理事会議事録にしても総会議事録にしても準備書類が違ってくるといことで、司法書士の方とある程度打合せをしながら、話が煮詰まってきた段階で登記に向かっていくことがベターだと思います。

それから、当然、定款以外の各種規約の整備もございますので、こういったときにも司法書士の方と相談をして、特に会議等についての規約については細目を打合せされることをお勧め致します。実は、お勧めをしている当会が打合せを忘れて4月1日になってから各種規程に問題点があることがわかり、大慌てで変更したということがありましたので、皆様方はこのような失敗をしないようお願いしたいと思います。

## ③認可申請までの流れ

### 《覚悟を決めることが一番大事》

＝専任者の選任は不可欠＝

一番大事なことはまず覚悟を決めることです。来年4月1日に申請書を出す、あるいは再来年に出すと覚悟を決めることが一番重要なことです。何となくとか、そろそろとかというのは全く無理です。覚悟を決めてスタートしないと絶対に成功しません。何故かといいますと、実際にスタートしますと専任者が絶対に必要になってきます。申請書類の作成から申請書の提出まで、それだけを専任で行っていく人が必要です。事務局長でも職員でも役員でも結構ですが、本当に書類作成に追われて他のことは何も出来なくなってしまいます。

例えばFAQという質疑応答集みたいなものがありますが、まずそれは全部目を通さないとどうにもなりません。自分に関係のあるところだけと置いていたらとんでもないことですので、覚悟を決めてまず全部読むところからスタートします。ですから専任者の選任は不可欠です。

### 《一番頼りになるのは国税局》

ところが自分の時間もない。専任することができないということになれば、当然アドバイスをしてくれる人、手伝いをしてくれる人ということで、通常であれば県連、あるいは税務署の方、あるいはコンサルタント会社にお問い合わせということになるわけですが、一番頼りになるのは、国税局です。

実は東京国税局は、今月中に一般社団法人、公益社団法人合わせた申請手続きに関するかなり詳しいマニュアルを作成して、各会が利用できるよう配慮していただくことになっています。不明な点は、税務署経由で国税局に積極的に相談してください。

### 《東京都又は県の担当者と連携を密に》

#### ＝担当者によって対応がまちまち＝

ただ注意していただきたいのは覚悟を決めてスタートしたときには、必ずご地元の、例えば福岡県なら福岡県の担当者の方と連携を密にさせていただきたいということです。どうも県の担当者の方は、国税局の方と話を進めていますと、自分たちをなおざりにしたというような感覚を持たれる方がおられます。先ず自分たちに相談してくれ、それで相談した結果解らないから国税局に聞いた、税務署に聞いたというような形でないと現実に機嫌を損ねる担当者もいますので、先ず担当者と円滑に話しが進まないとは全く前に進みません。

各県のホームページをみますと何時でも受け付けています、あるいは各団体1時間までOKですとか、いろいろ書いてありますが、相談を嫌う担当者もいます。できるだけ書類を作って来て下さいという担当者がいれば、逆に逆に書類を纏めるなら纏める前に相談に来て下さい、という担当者もいます。ですからこの辺のところは、臨機応変に対応していただいたらよいかと思います。

## 3. 会計基準の確認

### 《誰にでも理解できる科目に組み換え》

#### ＝管理費は基本的に認められていない＝

何故会計基準の確認が必要かといいますと、最初に申しあげたように今回の申請は、社会に対して当会はこのような活動をしているということを認めていただくための報告ですので、誰が見ても解るように申請をしなければいけないということです。仲間うちのルールではだめということです。

例えば青年部費とか女性部活動費など、青色申告会の会員でしたら青年部はこういったことを行っている、女性部はこんなことを行っている、ということが解るわけですが、青色申告会に全然関係の無い人にとったらそもそも青年部、女性部とはなんですかという話になるわけですから、これを一般的な誰にでも解るような勘定科目に組み換えることが必要となってきます。

具体的には、事業費と管理費については、管理費は基本的に認められていません。つまり、支出の多くは事業をやっているから発生するというので事業費の方に振替えないといけないということです。

ですから管理費というのは総会を行なった費用だとか、ごく一部に限られるというふうに考えて、極力事業費の方に振替えてくださいということです。

したがって、管理費が残るのは、唯一法人会計ということで本体の管理業務の中にしか残らないというのが今回の考え方ですので、これも合わせて変更していかなければなりません。

### 《研修会費は会員厚生費》

#### ＝会員に対するサービスの提供＝

お手元の資料の中に、資料2「西新井青色申告会平成22年度収支予算書(組替前、一般・特別会計及び事業費・管理費合算)一部抜粋資料」という資料がございます。支出の方をご覧くださいますと給与手当、研修会費というのがあります。研修会費は23,421,000円と大きな金額になっていますが、これは夏休みに入って最初の日曜日、月曜日に約600名が参加して実施した一泊二日の会員研修旅行の費用やそれ以外の各種研修会の費用が含まれています。会員研修旅行では税務署署長のビデオ研修とか行うわけですので、当会としては研修だという意識があるわけですが、資料にあります通り8つの科目に振替えています。要するに、行くのは会員ですから会員に対する会員厚生費だということです。ですから研修会費という名目で経費計上するのではなく、会員厚生費、あるいはその打合せをしたのなら会議費、それから支払負担金、旅費交通費、委託費、会議費とかということで研修会費という勘定科目はなくなってしまうということです。私たち青色申告会関係者は、研修会費といえば内容がすぐにわかりますが、一般的にも解るような科目に振替えなければならぬということです。

### 《会報発行費は印刷製本費》

#### ＝会の考え方と違う東京都、県の考え方＝

会報発行費についても、印刷製本費にしないといけない。確かに、会報を発行するために印刷をしているわけですから理由もわかるんですが、どちらかという与会報発行費の方が内容が解っているのではないかと思います。相談にいった県の担当者の考え方もありますので、勝手に決めるわけにはいきません。ただ、できるだけ統一した科目にまとめるということにははっきりしております。今回、当会で多かったのは何とか厚生費ということで、会員に対するサービスの提供に当たる支出については、ほぼ全部「会員厚生費」ということで統一されました。そうすると私たちの感覚としては会員厚生費というと事業を行っていないような、会員に物品サービスを提供しているだけのような感覚を持ってしまうんですが、逆に言うとそれは私たちの感覚であって、東京都側に見ればそれは当たり前なことなんです。

会員に還元するものがなかったら誰も入会する人はいないのではないか、還元費という支出の額が多くなったとしてもそれは何の問題もないというのが、東京都の考え方であります。

ですから、資料の下の方に女性部活動費 700,000 円というのがありますが、これも会員厚生費と会議費、旅費交通費に分けてくれということでした。

当会の女性部は昨年 20 周年を記念して 2 泊 3 日の視察研修旅行を実施し、訪問した（社）北那覇青色申告会さんと交流会、意見交換会を行いました。そういった費用も会員の厚生費、あるいは会議費、旅費交通費に振り分けないといけないということです。

### 《支出科目は基本的にすべて事業費》

#### ＝正味財産増減計算書で収支計算＝

それから今まで支出科目は事業費、管理費に分かれていましたが、基本的にはすべて事業費と考えていただいていたと思います。事業費、管理費の分け方が今までと違ってくるということです。つまり、いままでは損益計算書を基本とした分け方でしたが、今回はこれを正味財産増減計算書で行うことになっていますので、いままで収支計算書で行っていた場合でもそれに減価償却費とか退職給与引当金等が入ってくれば実質正味財産増減計算書になりますから、まず正味財産増減計算書タイプにして損益計算書を一般ベースに組み替えるということです。

### 《対外的に通用する修正貸借対照表の作成》

#### ＝公益目的の資産＝

これとは別に貸借対照表があるわけですが、貸借対照表についても一般的なルールで残高について確認をしてほしいということです。

特に当会が指摘されたのは退職給与引当金でした。積立額が要積立額より多くなってしまっており、積立過ぎということで貸借対照表の方で削除しなければならなくなりました。

貸借対照表については、ほとんどの会の場合調整はいらぬはずですが。ですから貸借対照表についても対外的に通用する修正貸借対照表を作ってくれということです。この修正貸借対照表を作りますと自動的に公益目的の資産になります。

今回は「正味財産の残高＝公益目的の財産」ということになりますので、結構大きい金額になると思いますが、大きい金額になっても心配することはありません。とにかく損益計算書の部分と正味財産増減計算書を一般に通用する形に直していただく。貸借対照表についても、そこに計上してある残高が正しい残高か確認をして、修正があれば修正する。そして全部確認の書類を添付する。

## 4. 事業の区分

事業の区分は何故必要なのかということですが、お手元の資料5をご覧ください。上の黄色い部分に実施事業等会計と書いてあるところの継1、継続の1ということなのですが、これが公益事業だと思ってください。それから真ん中の茶色部分が収益部門（その他会計）で、他1、他2と書いてあります。他1は物品等販売事業、他2は会員親睦等事業です。そして、右側の緑色のところが左側にもってこられない法人会計です。

### 《対価性のない会費は法人会計》

#### ＝青色申告会の会費、準会員会費＝

まず収入のところをご覧くださいますと、左側が公益事業だとしたときに一番大きい金額である会費は、当会の場合、準会員の会費が含まれますので、94,320,000円となっていますが、この金額は左側の黄色いところにも、茶色いところにも入りません。右側の法人会計のところに入ります。これは手引きにも書いてありますが、用途が特定されていない会費は、公益事業でも、収益事業でもないどこにも属さないところに入れてよいということです。どちらかという消費税の考え方に近いところがあります。つまり、会費というのは対価性がないわけです。会費を払っても記帳相談に1年間全然来ない人もいれば、毎日のように記帳相談に来られる人もいます。対価性がないということで消費税についても課税対象外になっているわけです。

### 《対価性のある会費は収益事業の収入》

#### ＝消費税では課税売上＝

ところが同じ会費でも、当会は研修会等の参加費も会費という名目で受け取っていますが、これは対価性がありますので、消費税では課税売上扱いになります。相手方の会員さんにしてみれば課税仕入れにおける会費ということです。したがって、この会費については、その他会計の他2の研修会費収益のところ17,745,000円と計上されているのがおわかりになると思います。

会員さんが持っている領収書は毎月の会費も、研修会等に参加した会費も同じ会費の領収書ですが、研修会の会費の領収書は対価性があるということで収益事業の他2の収入の方に計上されています。それに対して普通の会費につきましては、対価性がないということで法人会計の方に計上されています。ですから、継続事業の収益につきましては資料にありますように全部で1,050,000円しかないということです。

ただ今なんとなく継続1とか他1、他2とかいっていますが、これを見て当会の中身が解るわけがないですから、東京都に説明をするときには中身は

こうなっていますということをお納得してもらわないといけないわけです。  
そのために必要なのが事業の区分整理ということで資料3をご覧ください。

## 5. 事業区分整理

### 《25種類の事業区分を4つのグループ》

#### ＝一覧表の作成＝

最終的には、当会の事業は継続が1つ、その他が2つ、それから法人会計ということで全部で4つに分かれるわけですが、4つに分ける前の段階では25種類の事業に分けたということです。これはあくまでも当会の分け方ですから、皆さんのところによっては、当会では労働保険を扱っていませんから労働保険が出ていないとか、そういった違いがあると思います。

それから右側に今度の新しい定款の何番に該当するかとか、収入がどうかということで、資料3のような一覧表を作りました。しかし、一覧表だけでは、当然東京都にお納得していただける説明はできませんので、マニュアル等に出ているように事業区分の説明を一つずつ詳しくまとめたものを作成して、それですでに東京都にお納得してもらおうということに致しました。

### 《従業員の業務分担表》

#### ＝事業区分ごとの従事割合を1年分集計＝

そして、その準備を進めながら、会の事業はだいたい決まっていますから、通常は東京都の考えとそんなに大きく違わないはずですので、当会の事業の分け方で大丈夫だろうということになったら、当然、経費をこの25種類の事業に分けなければいけないわけです。そこで、分ける基準が必要だということで、次のような従業員の業務分担表を作り、毎月事業区分ごとの従事割合を記入し、1年分を集計致しました。

( 月)

従業員氏名	事業区分 (1～25)			
	個別記帳相談会	消費税相談会	決算相談会	確定申告相談会
青色 太郎				
東京 一郎				
広島 花子				

※全体を1として、例えば青色太郎は個別記帳相談会が0.8、決算相談会が0.2のように記入。

ただ、実際は「そういった大変な仕事をさせると申し訳ないから、その根拠の細かいことについては認定委員会等では問い合わせはしません」という

ことになっていますが、実際に申請をすると「どういう基準ですか。その基準の基になるものはあるんですか」というふうに聞かれますので、結局は準備しないといけないということになってしまうということです。ですから、この業務分担表というのが最大の作業になると思いますが、逆に言えば作ってあったほうが担当者に説明がしやすいというふうに考えていただいてもよろしいかと思います。

話が戻りますが、まず事業区分があつて、この事業区分を説明する。説明するときには税理士会の問題がありますから三者協定に抵触しないような形で書いてほしいとか、いろいろな話がありますが、とにかく当たり障りのないような形で、なおかつ具体的に内容が解るように25種類の事業区分の説明をしていく。

そして、その25種類の事業区分の説明をしながら、従業員の従事割合を計算し、その従事割合に基づいて、先ほどの清算表で出た経費についてこの25種類の事業区分の中で、この事業はいくら、この事業はいくらというふうに割り振っていく。

#### 《収支予算の事業別区分経理の内訳表の作成》

##### ＝事業区分を最小の事業にまとめた後、経費の按分＝

ところが、もう25種類の事業区分に分けた後、大体話しをしていますと継続事業ということで、例えば25種類の事業区分の内、何番と何番が継続事業で、何番と何番は収益事業だけれどこれとこれは一緒にするとまずいいということで、例のまとめということをやっているということになっています。このまとめたところで、経費についての按分をすれば一つ一つということはありませんから、その辺のハードルは越えられるだろうと思います。

今のような形で支出の内容を25種類の事業に区分するわけですが、実際にはこの継続事業については全部一つにまとめていいということです。

実は当会も、当初公益事業については2つに分けていましたが、内容があまり変わらないので一緒にしてもいいということでした。それから収益についても当初5つに分けていましたが、5つに分ける必要はない。2つにまとめていいと東京都の指導があつたものですから、それに基づいて今度経費を分け直したのが、資料5の「収支予算の事業別区分経理の内訳表」です。要するに収入と経費についても事業区分ごとに分けた表です。下の方がグレーになっているのは、管理費部門ですから上の黄色と茶色のところにあつてはいけないわけです。ですからこの管理部門は緑色の法人会計のところに入分がこの管理費ということです。

そして、緑色の右側に内部取引控除とありますが、今回の場合はほとんど移動がありませんでしたので、こういった形で決定したということです。

もうこれが出来れば申請は終わったようなものです。なぜかと申しますと当会の場合ですとグレーのすぐ下の経常費用計と書いてあるところの継続の方の計が 75,667,815 円、一番右側の合計が 147,185,159 ですからほぼ 50%が公益目的事業になるということです。これで公益目的の支出額が決定するわけですので、あとは一般社団法人の場合で大事なのが、公益目的支出計画の作成ということです。

## 6. 公益目的支出計画

### 《支出計画は3年》

#### ＝大きな赤字額は長期的な会運営に危機感＝

当会の場合、正味財産は約1億7千万円ありますが、1年間の継続事業の経費が 75,667,815 円、そして収入が 105 万円ですから、当然赤字が約7千4百万円です。

ということは、公益目的の財産が1億7千万円あっても、2年と少しで使い切ってしまうということです。公益目的の支出計画は3年ということで申請をしています。実は、これも公益社団法人を選択しなかった理由の一つです。あまりにも赤字幅が大きいため、公益目的財産を早く使い切ることができ、東京都の監査も3年で終わってしまうので、早く終わることはいいことなんですが、逆に言えば公益目的支出の赤字幅がこれだけあるということは、今の会の財政を考えると非常に厳しいということで、公益事業の支出を抑えていかないと長期的な会運営というのは成り立たないのではないかとこの危機感を持っています。

### 《実施事業（継続事業）の内容等》

#### ＝支出計画3年を証明する書類を添付＝

資料4は、継続事業1の中身を文章で説明しているものです。これは東京都に出さなければいけない書類で3枚ワンセットになっています。事業の概要についてということで事業の趣旨、事業をまとめた理由、事業の内容等、順番に掲載しております。こういう形で継続1については、公益性があるんだという説明です。これともう一つ、継続1の収支は赤字の約7,460万円。ですから公益目的支出計画については確かに1億7千万円正味財産があるけれども、2年ちょっとで無くなってしまふから、3年という形で申請をしたということを確認する書類、収支予算書が必要となります。

## 7. 終わりに

### 《会員減少で厳しい会運営》

#### ＝合併も視野に＝

当会は4月1日に登記しましたので、3月末から3ヶ月以内に公益目的財産額の確定に係る必要書類を作りましたが、下手をすると丸2年で無くなってしまいそうな勢いです。

それ位厳しい状況にあります。ですから当会では冗談抜きで隣りの本家である足立青色申告会と合併しようかという話があります。

昭和48年に会員数が増えたということで分離しました。その時の会員数は7,200名でしたので、ちょうど半分の3,600名ずつで分離しました。

そして、平成5年には当会が6,200名、足立青色申告会は6100名まで会員数が増えました。その後、減少が続き平成23年6月1日現在で当会は3,800名まで減少しています。足立青色申告会も同じような状況にあります。ですから後2～3年で昭和48年の分離したときの会員数に戻ります。

さらに悪いのは、当時は日本経済が上り坂でしたから同じ3,600名でも増える3,600名でした。今は右肩下がりでどこか落下しているわけですから、下り坂の3,600名。

さらにもっと悪いのは、当時の3,600名は会員の平均年齢が40歳、今の3,800名の会員の平均年齢は63歳、そして納税額が無い控除失格の方が非常に増えてきています。ですから、この税金がかからない方に税金のメリットで会員に引きとめておくことが非常に困難になってきている状況です。

これからは、やはりスケールメリットでいろいろなサービスを提供していきながら、更に生き残れるための施策、対策を日々検討していかなければならないと思っていますところでは。

## 【研修Ⅱ】AO21カードサポートシステムの普及について

### 戦略推進プロジェクトチーム

委員長 伊藤 升吾

#### 1. 戦略推進プロジェクトチームについて

##### (1) 目的

戦略推進プロジェクトチームは、青色申告会活動の活性化を目的にして作られた組織です。

##### 《優良な青色申告会の条件》

＝会勢拡大、財政基盤の確立、指導の充実＝

皆さんは、良い青色申告会とはどのような青色申告会だと思っておられますか。私は、まずいつでも会勢拡大が図られていて会員が増えていること、財政基盤が安定していること、そしてIT化の流れに乗った指導の実現が図られている会、さらに会員のパソコン等の指導やお手伝いもできるし、イータックスもある程度の割合で会員に利用され、浸透しているような会、つまり会勢拡大、財政基盤の確立、指導の充実が図られている会が良い青色申告会だと思っています。

この3つの条件を備えた会は、全国にいくつかはあると思いますが、多くの会が其々にいろいろな問題を抱え悩んでいるというのが一般的な現状ではないかと思っています。

##### 《シンクタンクとしての機能》

そこで、青色申告会が抱えている問題点を解消していくために何か対策を考えないといけないということで設立したのが、戦略推進プロジェクトチームで、シンクタンク的な役割を担って、いろんな方策を皆さん方に提案をしていくということです。

## (2) 活動内容

現在、財政基盤の確立と IT 化による会員指導の充実の手段として、AO 2 1 IT サポートシステム、それから AO 2 1 保険サポートシステム、AO 2 1 カードサポートシステムという 3 つの内容を中心に事業を進めております。

### 《AO 2 1 I T サポートシステム》

#### ＝東京 ICS のソフトを活用＝

ただ IT 化を進めるといってもいろんなコンピューター会社がありますが、私どもが独自に調査を行った結果、ブルーリターン A は会員さんが自分で記帳するには適したソフトかもしれませんが、青色申告会の事務局が会員さんを指導するためには、東京 ICS のソフトが一番いいのではないかという結論に達しています。

このソフトで会員指導を行なうと、最近複雑になっている所得の計算も機械がすべて処理しますので、間違いのない確実な指導が行なえるということです。イータックスにも ICS のソフトは十分に対応ができますので、この ICS のソフトで IT 化の推進を図っていこうと考えております。

### 《AO 2 1 保険サポートシステム》

#### ＝保険代理店(株)グッドウインと提携＝

それから、ソフトを購入するためにはお金がかかります。そのために財政面の手当もしなければいけないということで、考えているもののひとつが、保険代理店(株)グッドウインと提携する、保険サポートシステムの普及により、財政基盤の拡充を図っていただくということです。保険サポートシステムの収益金を財源とし、IT 化を進め、会勢拡大にも繋げていく。こういったトータルな提案をしていこうというのが戦略推進プロジェクトチームの活動の柱です。

東京 ICS さんも、㈱グッドウインさんも、事務局や役員さんがそれ程時間をかけなくても信頼してお任せするだけで、必ず財源を作ってくれると考えて提携をしていますので、ご支援をよろしくお願い致します。

## 《AO 2 1 カードサポートシステム》

### ＝ポケットカード㈱と提携＝

財政基盤の確立を図るためのもうひとつの方策が、AO 2 1 カードサポートシステムです。黄色い資料集の 2 枚目にカード事業の概要というのがあります。左側からポケットカード、ビジネスクリエイト、青色 21 ネットワーク研究会、各地区青色申告会、青色申告会会員とあります。

まずポケットカード㈱というカード会社がありますが、日本国内にはイオン、イトーヨーカドー、ビザ、JCB 等いろんなカードがありますが、そういうところはもう飽和状態に達していますので、提携するのは非常に難しい。そこで三井住友グループのひとつでありますポケットカード㈱と話を進め、提携に成功しました。この会社は、昔の㈱ニチイ・クレジット・サービスが社名変更してマイカルカード㈱となりましたが、そのマイカルカード㈱が平成 13 年に社名変更したカード会社ですので、決しておかしな会社ではありません。

一般的に、カード事業というのはわれわれのような団体と提携しても全く儲からないものですから、ほとんど提携をするということは有り得ないのですが、幸いにも現職時代大蔵事務次官をされ、退官後も青色申告会活動にご理解とご支援をいただいている、ある先生にお口添えをしていただき提携することができました。

## 2. AO2 1 カードサポートシステムの概要について

### (1) 仕組み

どのような仕組みになっているかと申しますと、まず、青色申告会は任意団体、社団法人とありますが、特に、社団法人の会は収益事業を行ってはいけないということになっておりますので、必然的に受け皿会社を作らないといけない。したがってポケットカード(株)が(株)ビジネスクリエイトという受け皿会社と提携をする。そしてこの(株)ビジネスクリエイトが青色21ネットワーク研究会及び取り扱いを希望する各会と提携をする。

そして、提携をいただいた各地の青色申告会がポケットカードを会員に保有してもらうようお願いをさせていただくこととなります。

お願いをさせていただく時、お年寄りの方等は「カードはたくさん持っているのもう要らない」と言われますが、別にカードを持って買い物をして欲しいとお願いをするわけではありません。

### (2) 公共料金等の自動引き落とし

この頃の若い方はイトーヨーカドーやイオンのカードを保持し、買物することにより、ポイントを貯めます。電気代、ガス代、電話代等公共料金も多くは通帳から引き落としされていますが、それらをカードを使って引き落としされると、引き落とし額もポイントの対象になります。今は、国民年金の掛金等も引き落としができ、ポイントの対象にもなります。

そして、利用額に応じて青色申告会にバックマージンが入るというシステムで、会財政基盤の確立のためにも役立つということです。ですから、カードを作り、自動振替の手続きさえすれば、自動的に引き落としをされますから、タンスの中に仕舞っておいても構いません。ただし、自動引き落としをするためには、ポケットカードを作っ

ら、更に各種公共料金等について自動振替の手続きをしていただく必要があります。

### 《普及は最低3万枚を目標》

ただ私共も無理にお願いをしてカード会社に提携して頂いておりますので、各方面のお話しの際に、カード会社から「3年間でどの位普及できますか」と言われた時、思わず「5万枚位」と言ってしまいました。たくさんの方々に持っていただくよう普及を図って参りたいと思っておりますが、非常に難しくてノルマもあり困っています。せめて3年で3万枚は普及したいと思って今一生懸命取り組んでいるところです。

### 《カード会社が儲からない理由》

#### ＝リスクを抱える団体との提携＝

カード会社が、われわれのような団体と提携しても儲からないのは何故かといいますと、お店でカードを使って買い物をすると、お店はカード会社に2～5%の手数料を払います。公共料金の場合、例えば電気代ですと、電気会社はカード会社に80円位の手数料を払うそうです。

カード会社が銀行に支払う引き落とし手数料は、東京等の銀行では100円位ですが、地方では40円位、公共料金の場合は80円となっているようです。そうすると80円電気会社から頂いて80円を銀行に払うと利益は0になります。

なおかつ、ポイントが、例えば電気代が1万円だとするとイオンとかイトーヨーカドーのカードのポイントは50円ですが、このカードは80円のポイントが付与されます。

ということは、収入と支払いがプラスマイナス0になった上に80円のポイントを付与しなければいけないから当然マイナスになってしまう

訳です。

さらに月々の明細書の送付費用や、カードの発行費用、その他の費用とも負担しなければならないということで、カード会社が赤字になることは間違いないということになります。

このようなリスクを抱えているにもかかわらず、提携していただくことになったということは、一つにはカード会社の PR になるということと、収支についても、電気、ガス、水道、NHK、年金等を自動引き落としする場合は、個々の金額を引き落とすのではなく、一括して引き落としますので自動振替手数料も 80 円でよく若干の利益が得られて、青色申告会にもバックマージンの支払ができるということです。

これ迄いろんな団体がチャレンジしてきましたが出来ませんでした。今回、幸運にも私どもが提携して普及できるようになったということです。ですので、皆さん方にも是非ご支援していただきたいと思えます。

#### 《取り扱いネットワーク研究会に参加の青色申告会》

##### ＝契約はカード会社と個々の会員＝

ただし、これは青色 21 ネットワーク研究会に参加していただいている青色申告会に取り扱っていただくということになりますが、基本的にはカード会社と各青色申告会の会員さんとの契約となります。

そして、青色申告会はカードを広めるための普及促進費をいただくということになります。契約はあくまでもカード会社と個々の会員ということになります。

### (3) 取扱い手数料

普及促進費については、受け皿会社の㈱ビジネスクリエイトや青色 21 ネットワーク研究会も若干の事務費をいただきますが、全体の 83.4%は各会に分配するという事になっています。

電気、ガス、水道、年金等の支払いをカードで行うと年間で約 80 万円位の利用額になります。利用者会員が 2,000 人位いますと、手数料は 0.3%ですが、それでも 504 万円になります。受け皿会社が 60 万円位、青色 21 ネットワーク研究会が 168,000 円、各会が 420 万円という配分になります。

### 《退会者も対象》

＝カードを使用している限り普及促進費が入る＝

これは普及促進費ということですので、青色申告会の会員のみを対象とはしていません。つまり、会員が 3,000 人位の会が会員の増減が 0 という状況のときは、毎年 200～300 人入会して、200～300 人退会するといった形態が一般的です。この退会される方が亡くなられたり、カードを破棄しない限り普及促進費も毎年回入ってくるということになっています。普及拡大を図っていくためには、各会が取り扱いしやすいようにしなければいけないということで、カード会社と交渉し、このようなシステムに致しました。

## (4) 効果的なカード事業の推進

### 《先ず青色申告会事務局。役員が保有を》

取扱いにあたっては、まず(株)ビジネスクリエイトと業務提携していただくことになります。業務提携書を取り交わした上で、会員さんに勧める前にまず青色申告会の事務局でこのカードを持っていただくことをお勧め致します。会長又は事務局長の名前でも結構です。

それで総会を行なった時の支払いとか、旅行会社への支払いとかに使用されても構いません。先ずは会がこのカードを持っていただく。

そして、利用すれば、ポイントが会につくし、普及促進費も入って

きますので、先ずは会が持つというところからスタートしていただくと普及の足がかりがつかめるかと思えます。いいシステムだと思えますので、事務局の方や役員さんが率先してこのカードを持っていただき、会員さんに勧めていただくと非常に効果が挙がるのではないかと思います。

#### (5) カード事業の今後の展開

##### 《独自のネーミングとデザイン》

このカードの申込は資料の中にあります「P-one BusinessMasterCard 入会申込書」に必要事項を記入して提出していただくこととなります。

各会である程度の枚数が契約できた段階で、カード会社はポケットカードという名称に拘らなくてもよいと言ってくれています。青色カードでもビジネスサクセスカードでも何でも構わないということです。

そして、カードのデザインも青色申告会のマークを入れて、青色申告会独自のカードとして使っても構わないということです。

カードは、マスターとかビザとの併用カードとして使えますので、普通のカードと全く同じ様に使えるということになります。

### 3. AO21 自動車リースサポートシステムについて

最後に、昨日の戦略推進プロジェクトチームの会合でもう一つ新しい事業を推進したいということで考えました AO21 自動車リースサポートシステムのご案内をさせていただきたいと思えます。

#### (1) 自動車リースの現状

資料の2ページを見ていただきますと、自動車リースの現状ということで日本国内の自動車総数は7,600万台、そのうちリース保有台数は320万台となっています。この7,600万台のうち法人の保有台数が

800万台であり、そのうち33.8%の270万台がリースでの保有となっています。

さらに、ノンフリート法人や個人事業主の自動車保有台数は1,700万台ありますが、その内リース契約は僅か2.2%の38万台しかいない。

最近、多くの会が準会員制度を導入しておりますが、その準会員の対象となる一般のサラリーマンや年金所得者の方が持っている保有台数が5,100万台でこのうちリース契約しているのは0.2%の12万台だということです。

## (2) 商品ラインナップ

### 《リース利用が一番少ない個人事業主》

次のページの商品ラインナップというところを見ていただくとノンフリート法人個人事業主、個人の保有台数が一番多くなっていますが、リース契約している人がほとんどいないということで、オリックス自動車(株)は多くの個人事業者で組織している青色申告会に協力をお願いしてマーケットの拡大を図って行きたいと言っておられます。参入の余地は非常に大きいということです。

## (3) リースサポートシステムの概要

### 《車本体と自動車税は必須》

このシステムを利用する場合、車本体と自動車税は必ずリース価格に入れてもらいたいということです。保険とか車検などもリース料の中に全部入れて、すべてリース会社に行ってもらってもいいし、そうしなくてもいいということです。

例えば、銀行で購入代金のすべてを借りて返済し、金利と自動車税を毎年払い、定期点検、車検代も支払って、5年間保有した場合の支払い総額と、リースで購入した場合の支払い総額を比較すると、リースの方が必ず安くなるそうです。

それは、リース会社のオリックス自動車㈱は、商品を国内で一番安い県の一番安いディーラーから仕入れて提供することが可能であるためです。非常に安い価格でたくさん仕入れることができる。ですから、ご自分で購入する場合よりかなり安い価格で提供できるということです。

では、車はオリックスが指定するディーラー等からだけ購入することになるかという、そうではなく、どのメーカーの、どのディーラーから購入しても構わないということらしいです。リースで購入して、オリックス自動車㈱とリース契約をしていただければいいということです。

#### (4) オリックス自動車㈱との提携条件

《バックマージンは3万円～3万5千円》

＝会員特別価格も検討＝

リース契約で青色申告会に入ってくるバックマージンは最低3万円ということです。しかも契約台数をある程増やしてくれるということであれば3万5千円位払ってもいいということです。

車代本体と自動車税だけのリース契約でそのくらいですが、保険も合わせてリース契約するとなると、保険のマージンがリース会社に入るわけですから、その保険のマージンの分も上積みして青色申告会にお支払いしてもいいということです。

パンフレットに5年リース15,540円と載っておりが、オリックスでは青色申告会に払うマージンとかの条件の他に、会員もメリットがないといけませんので、リース価格は青色申告会会員様特別価格としてもっと引き下げた価格を考えてもいいと言っております。

#### (5) AO21自動車リースサポートシステムへの参加

オリックス自動車㈱との提携を8月の役員会で決定して普及すると

ということになるかと思いますが、オリックス自動車㈱には青色 21 ネットワーク研究会との提携の下で、傘下の各会に普及を進めていくようお願いをしています。つまり、他のルートでは青色申告会と提携をしないということです。

昨日の役員会では、自動車リースの方がカードより勧めやすいという意見が多数をしめましたが、自動車リースとカードはセットだという考え方でご支援をいただけたら非常にありがたいと思っております。

## 【研修Ⅲ】『過渡期の青色申告会』

青色 21 ネットワーク研究会 特別顧問 吉田 文一

この青色 21 ネットワーク研究会は、本日お集まりの会が元気になってほしい。元気になるにはやはりそれなりに利益ある事業を行っていただきたい。その知恵を提供していきたいというのが第一の理念のなかにございます。そういった意味合いでもう少し深みに入ってテクニックにからんで勉強していただこうと思っています。次回のサマーセミナーをご期待ください。

### 1. 青色申告会を取り巻く最近の情勢

実は、今年の確定申告時期に国税庁の岡南個人課税課長にお会いする機会があり、最近の税務行政、青色 21 ネットワーク研究会の活動等いろいろとお話し、国税庁のお考えになっていることも聞かせていただきました。

《白色申告者の記帳義務化・・・対象 250 万人》

＝青色申告会に指導を＝

そのときに課長さんが「平成 23 年の税制改正大綱の中に平成 25 年 1 月から白色申告者にも全員記帳の義務が課せられるということが明記されている。いま国会は東日本大震災関連で混乱していますから、この法律がどのような方向に進んでいくのか先が見えませんが、250 万人の白色申告者に記帳の仕方を教えていかないといけない時がくるかも知れない。本来税務署の仕事かもしれないが、とてもそれをやっている時間はないし、手も足りない。

《全青色はせめて一般社団法人（財団）化を》

中小企業庁というお役所があつてその所管の中に、商工会議所、商工会、地方へいきますと青色申告会も商工会議所、あるいは商工会に事務局を置かしていただいて、そこの職員さん、指導員さんに世話をしていただいている地域もございますから、商工会議所、商工会に頼みにいけばいいのかもしれないが、やはり国税庁としては昔からお互い協力関係にある青色申告会さんをお願いしたいと考えている。そのために国の予算も組んでいかなければならないが、指導をお願いしたい青色申告会が人格のない団体ということになると難しい問題も出てくる。せめて全国青色申告会総連合が一般社団法人でもいいから人格をとっていただきたい。そうすると地区会はその傘下の会だから言い訳ができるんですが。」といったことをお話しされました。

そして、確定申告時期には全青色の副会長さんが所属する各国税局単位会を

訪問して全青色の社団法人化についてお願いされたということです。

## 2. 変らなきやと思う人にはチャンスの時代

### 《会勢拡大のチャンス》

#### ＝行政との連携緊密化のチャンス＝

私は、そういった話を聞いて、これは会勢拡大のチャンスだと思いました。国税庁の幹部が「青色申告会と一緒に手を取り合って記帳の義務化に対応して行きたい」と言っておられる。特に最近「税務署とは少々冷めた関係だ、税務署は冷たくなった」といわれている地域の声も聞こえないわけではありませんから、会勢拡大と同時に「行政と手を取り合って一緒にやりましょう」と呼びかけていく連携強化のチャンスだと思いました。

### 《法人化のチャンス》

同時に、国税庁の「せめて全国青色申告会総連合が法人格をとってくれるといいのだが」という話の根底には、単位会がそれぞれ人格を持った団体であれば「指導機関として堂々と紹介できる」ということを言っておられるわけですから、逆に、単位会としても人格を持ついいチャンスがきたと思っています。

### 《納税者センターへの飛躍のチャンス》

本日は、一般社団法人納税者センター沼津青色申告会さんもお出席をいただいておりますが、沼津税務署管内には11の商工会地域があり、それぞれの商工会に青色申告会が併設されていて、税務署管内連合会を構成しています。その連合会傘下にある沼津青色申告会さんは、この青色21ネットワーク研究会に参加するようになって「日本の将来はいずれの日にか青色も白色も区別がなくなり、白色申告者にも記帳義務が課せられて、平成23年度税制改正大綱の中にも書かれているように、家族の専従者給与も青色専従者給与と同じ扱いになってくる。そして、納税番号制度が導入され、世の中はIT化戦略がどんどん進んでいく」こういった時代の変化を肌で感じ、生き残っていくためには人格を持った団体にならないといけないということで、連合会単位では話が難しくなるので、沼津青色申告会だけが単独で、今年一般社団法人化をされ、名称も一般社団法人納税センターにしたということです。

今、国税庁の幹部が白色申告者の面倒までみてくれませんかと期待されているわけですから、これからの青色申告会活動のあり方を考え直さないといけないと考えている人達にとっては、見直す大きなチャンスの時期だと思います。ものすごい時代の変革です。このチャンスを逃すと時代の流に取り残され青色申告会は衰退していくと思います。

青色21ネットワーク研究会は「こういった時代の変化を先取りし、各会

と情報を共有しながら、お互いに知恵を出し合って将来のあるべき姿を考えて各会の活動に役立てていく」ことが目的の一つですが、沼津青色申告会はそういった研究会の意とするところをいち早く汲み取り、一般社団法人化に舵取りされたわけです。

この機会に、人格がない団体が今度の一般社団法人法という法律に従って、登記設立して、体制を整え、誰でも利用できる青色申告会に脱皮していくことが必要だと思います。

### 3. 元気になろう青色申告会

#### 《青色申告会は公益元年、門戸開放の年》

##### ＝飛躍するチャンス、元気になるチャンス＝

ですから私は、今年はある意味で、青色申告会は公益元年、門戸開放の年、つまり青色申告会は結成当初から今日まで60年間、青色申告者のみを対象とした活動一辺倒でしたが、今日の青色申告会を取り巻く情勢をみると、門戸開放、公益元年、これが今年のテーマではないかと思っています。そういった意味で、青色申告会が飛躍するチャンス、元気になるチャンスだと思います。

#### 《青色申告会は過渡期》

##### ＝将来のビジョンお明確に＝

昨年、青色申告制度施行・青色申告会結成60周年記念式典が行われたわけですが、今は、古いものから新しいものに切り替わろうとする過渡期、あるいはまだ少し迷いがある、進むべき道が確立しきれていない、若干動揺している時期ではないのかなと思います。進むべき道をもうこの辺で決めるときだと思っています。全青色も、この機に社団法人化について前向きに検討していただきたいと思っています。

#### 《時代に即応した活動を》

それから、もう一つ、この機にやはり時代に即応した会活動も検討していただきたいと思っています。特に、税制改正運動に毎年最重要項目として入っている事業主報酬制度の創設についてであります。私も全青色在籍時代、この制度の創設を一貫して主張しておりました。しかし、この制度はもう解決していると思います。

と申しますのは、バブルの崩壊後の日本経済は長引く不況とデフレ経済のもとでかつてない厳しい状況下におかれていました。そして、景気をよくするためには「創業、起業を促進して、産業を活性化することが必要だ」という声が盛んな勢いで湧き起こっていたのが、小泉政権時代です。

## 《事業主報酬制度はもう一度見直しを》

### ＝一人法人改正で解決＝

そこで小泉首相は、「創業促進、産業の活性化のためには、若い人が事業を始めるときに株式会社でスタートするには、資本金として最低 1,000 万円が必要だというのは、少し壁が高すぎる。」ということで、当時は規制緩和の時代でしたから、この 1,000 万円の最低資本金制度を廃止して、資本金 1 円、役員 1 人でも株式会社を設立することができる新会社法が施行されたのが、平成 18 年 5 月でした。そしてその前年の平成 17 年に青色申告特別控除が 65 万円に引き上げられています。

つまり、青色申告会が法人にならなくても、法人と同じように社長報酬、事業主報酬を認めてほしいと運動している一方で、国は経済活性化のために創業、起業し易い様商法を改正し、簡単に会社がつくれる新会社法の制定が行われたということなのです。ですから、事業主報酬がほしければ、いつでも法人になればいいと言っているわけです。

そういうことから見ると、これは全青色が税制に頭が凝り固まりすぎているために、新会社法の制定ということで青色申告会の主張が認められたことを見逃したのではないかと思います。

青色申告会が何年もかけて運動してきたことが実現したぞと公言すべき機会を逃したと思います。

ですから今でもまだ事業主報酬を認めろと言っていますが、もう出来てしまっているんですから、一緒になってがんばろうと言っている小規模企業税制確立議員連盟の先生方にも本音を聞いてみたいと思っています。

本当をいうと、60年、過渡期、古いものから新しいものに変る過渡期、誰かがうまい具合に色付けをして新しい世の中に即応した絵を描いてほしい。全青色はじめ地方の各会も、この機に青色申告会のあるべき姿をしっかりと考えていただきたいと思っています。

過渡期ですから全体が少し考え直す時期がきたのかなと考えてお話をさせていただきました。

## 【特別記念講演】

### 『社会保障・税一体改革と復興財源を考える』

中央大学法科大学院 教授 森信 茂樹 氏

## 1. めまぐるしく変化した税制の動き

昨年7月2日に福山で開催された当研究集会では「日本経済と税制改革」ということで、減税と社会保障の給付をうまく組み合わせて給付を高めていく社会保険料負担軽減税額控除、あるいは消費税の逆進性対策に使う消費税逆進性対策税額控除といった給付付き税額控除の4類型や法人税改革についてお話をさせていただきました。それから1年が経過したわけですが、この間税制をめぐる動きというのは本当にめまぐるしく変化しました。

### 《第22回参議院選挙—民主党大敗—》

#### ＝菅首相 突然の消費税引き上げ発言＝

7月11日には第22回参議院選挙の投開票が行われましたが、選挙運動期間中に突然、菅 直人首相が消費税を10%にして、年収が300万円、400万円以下の方には消費税を還付すると発言しました。実はこれが給付付き税額控除なんです。菅首相は大蔵大臣のときには鼻血がでるまで歳出削減をしないと消費税は上げないと言っていましたから、当分消費税は上がらないだろうと思っていましたが、突然、選挙で消費税の引上げを発言しました。しかも、給付つき税額控除の具体的な中身まで出てきました。

ところが、それが国民に受け入れられなくて大敗したわけですね。それから、もう消費税の消の字も言うてはならないということで、財務省も一斉消費税はお蔵入りになったという感じでいました。

### 《平成23年度税制改正》

#### ＝ねじれ国会と東北震災ですべて保留＝

それで平成23年度税制改正においては消費税の話は一斉せずに、法人税は課税ベースを広げながら、5%引き下げることになりました。

それから相続税は資産格差を少し是正しないといけない。つまり、納税者が100人に4人位しかいないところを100人に6人位にしてもいいのはいいか、といったようなことで相続税の課税ベースを広げる増税を決めたわけですね。

所得税についても「消費税を上げるにあたってはまだ余裕のある高所得者から負担を求めるべきだ」という意見があって、給与収入が1,500万円を超

える給与所得者については給与所得控除に上限（245万円）を設定するような形で、意見を集約して法律を作ったわけです。このようにして作られた平成23年度税制改正ですが、ご承知のようにねじれ国会と震災の影響で、基本的な部分は先送りされようとしています。

### 《突然浮上した消費税》

#### ＝税と社会保障一体改革＝

ところが、参議院選挙までは一斉だめと言われていた消費税の引き上げが、参議院選挙になって菅首相によって突然浮上し、選挙に負けたので一斉議論から外れていましたが、年が明けたら、「税と社会保障一体改革」ということで消費税の引き上げを6月末までに決めようではないかというような、まったく違う流れが出てきたわけです。それで、平成23年1月14日の菅再改造内閣において与謝野馨氏を経済財政政策担当大臣に任命して、今も議論が続いているわけです。

このように、ジェットコースターみたいに軌道に乗ったりはずれたりするような状況が続いている消費税ですが、来週の月曜日（6月20日）に閣議決定が予定されています。民主党の中は、経済には十分な配慮をして何とか2015年までに10%に上げるというような形で収まりそうなんです、連立を組んでいますから、いまの状況ではどのようになるかよく解りません（結果的には7月1日に閣議了解）。

結局、肝心の平成23年度税制改正はどのようになるかよくわからないんですが、租税特別措置法のところだけは切り離して先に行って、肝心の所得税、相続税、法人税はとりあえずは保留ということで、この1年を振り返ってみますと税制をめぐる議論というのはめまぐるしく変って、何がどうなっているのか解らない状況にあるわけです。これは、納税者の方から見れば不透明な、霧がかかったような状況で、本当に政治が翻弄しているなという感じが強くなります。そういった中で、ご承知のように震災の問題が出てきて復興、復旧のための財源が大きな議論になっています。私も少し関与させられておりますので、後で私の意見も少し述べさせていただきたいと思えます。

### 《税と社会保障一体改革の議論》

#### ＝今の時期に一定の案を提示することに意義＝

私は税と社会保障一体改革で、曲がりなりにも菅政権の下でといえますか、このタイミングで、やはり何かのベースになるような案というのを作ることの価値・意義は大きいと思えます。

案がないために、いつまでも抽象論だけが続いてきている。もちろん賛成もあれば反対もある。タイミングについてももっと後がいいのではないかな等、いろんな意見があると思えますが、その意見を出すためのベースになるもの

がないと話になりません。振り返ってみれば自民党時代の小泉政権のときは「小泉首相は、私が総理のときは、消費税は上げません」と言っておられて、その後の福田首相、安倍首相、麻生首相は皆さん上げるといって1年で終わったわけです。それから民主党政権に代わったわけですが、これまで案一つ出来なかったわけですから、取りあえず案をつくって、それを基に議論をしていけばよいと思います。

### 《政党は政策で分かれた二大政党に》

#### ＝重税党か、冷酷軽税党か＝

そして、その案に反対する人が、「減税党」とか「みんなの党」、「自民党」、や「民主党」にもいると思います。反面、上げる必要があってタイミングはともかくいつか上げるんだという人達も「自民党」や、「民主党」にもいます。そういったことで賛成する人と反対する人がうまく二つに分かれれば本当の政策で分かれた二大政党ができるのではないかと思います。

しかし、今の政党は政策で分かれてはいません。何かいろんな経緯で集まっている。例えば、霞ヶ関の役所の人達は選挙に出たいが、選挙区には自民党の現職の代議士がいるから、自分は民主党から出るとか、そういったことで所属する政党が決まっていたりします。

ですから、日本を二分するような政策は、政治学者の高坂正堯さんがよく言われていた、もう少し税負担を上げて「親切・重税党」をつくるのか、あるいは政府のサービスはあまりいらぬから税負担が少ない政府「冷酷・軽税党」をつくるのか、どちらがいいのかということで分かれるのが良いのではないかと思います。

実際、アメリカもイギリスも基本的にはそういった国家のあり方、つまり、「もう少し税負担が高くてもいいから高い福祉国家づくりをしてほしい」という人達と、「自分たちのことは自分たちで、基本的には老後のことも自分達で考えてやるから何も構わないでほしい」という人達の二つに分かれているわけです。そういう意味では繰り返しになりますが、今回閣議決定できるかどうか解りませんが、社会保障・税一体改革の案が曲がりなりにもできるということは良いことではないかと思っています。

## 2. 社会保障・税一体改革

### (1) 財源を求める二つのアプローチ

これからは、先ず、社会保障・税一体改革というものがどのようなになっているかということをお話させていただきます。すでにご承知のことと思いますが、6月2日に社会保障改革案が出ました。この社会保障改革案は、「今の

社会保障をこのように変えようと思っているから、これだけの財源がほしい」ということを言おうとしているんですが、その財源を求めるアプローチは二つあると思います。

### 《赤字補填アプローチ》

#### ＝国民の支持を得にくい＝

一つは、今、国の消費税収が7兆円位高齢者の三経費（介護、高齢者医療、基礎年金）に使われていて、10兆円位不足しています。来年、再来年くらいにはこの10兆円が11兆円～12兆円になるのではないかとわれています。つまり、この不足分を埋めるというアプローチです。私は、こういったアプローチでは、絶対に国民は納得しないのではないかとことをいろんなところで言っています。

赤字補填アプローチと勝手に言っていますが、要するに、今、社会保障費にこれだけ金がかかっていて、これだけ消費税があつてその不足分が10兆円あつて、これがちょうど自然増収を加えると消費税5%分になるから5%増収が必要だというわけです。

### 《社会保障改革アプローチ》

#### ＝国民の支持を得やすい＝

そういったアプローチではなくて、現行の社会保障を改革し、高齢化に伴ういろんな社会保障費の増因によって2015年に変化する社会保障の姿を具体的に示しつつ、そのために必要な財源を試算し、だから国の財源もこれだけ必要なんだという「社会保障改革アプローチ」と私は呼んでいます。そういったプレゼンテーションでなければ国民は納得しないと思います。

赤字補填アプローチの場合、歳出削減でやればいいではないか、ということになりますし、国家公務員は今度1割位削減されますが、地方公務員や議員の定数も全く手付かずで、これらの削減で補填すれば消費税引き上げは要らない、という議論になってしまいます。

### 《具体的な中身に欠ける社会保障改革案》

#### ＝現実的な社会保障改革—もう少し具体案の提示を＝

ですから、きちっとどんな機能を強化するのか、その具体案をもっと精査しないとイケないんですが、6月2日に生まれた社会保障改革案というのは、必ずしも具体的に中身が書かれているわけではありません。

これまで民主党が言っていた一律7万円の最低保障年金は、事実上取下げられています。これを行うと消費税は2015年までに、それだけでプラス3.5%必要になるといった試算があつたりして、マニフェストの甘かった部分は削除しています。それから国民年金と厚生年金等との一元化も事実上無くなっています。そういう意味で今回の作業の中では、少し現実的な社会保障の改革

になっています。その上で、「まずは、2015年度までに段階的に消費税率を10%までに引上げ、当面の社会保障改革にかかる安定財源を確保する」となっており、5%引上げが必要だという考え方です。これが6月2日の官邸で総理の下で議論された社会改革案です。したがって、もう少し具体化された案の提示が必要だと思います。

例えば医療などは抽象的なことしか書いてありません。医療改革といっても、例えば、ベッド数を減らすと書いてありますが、どうやって減らすのか、また中世期医療の拡充と書いてあるんですが、どうやって拡充するのかということほとんど書かれていない。それはこれから議論する話だということになっているわけです。

しかし、なんだかんだと言いながらも一つの社会保障のあるべき姿があって、それで消費税を2015年までに引き上げるということは、皆さん方もやむを得ないのではないかという方向感覚があると思いますが、それが曲がりなりにも閣議決定されるということは、それなりに意味があるのではないかと思います。

一元化と7万円の最低保障年金は棚上げにしました。その結果、財源が少し引き締まってきたという感じがします。

### 3. 復興財源

#### 《復興資金は現世代が連帯して調達を》

#### ＝5年程度の復興債、償還財源は臨時増税＝

あとで、消費税の話に触れますが、その前に復興財源についてお話させていただきます。私も被災地へ4月の終わりごろ行きましたが、津波が日常を一瞬にして破壊したことを目にして、「今生きているわれわれが連帯して、被災地域の復興を図らなければならない」という思いを強くしました。

そういう意味で復興資金の調達に国債を発行して、60年間でわれわれの子孫が返していくというようなアプローチはとるべきではないと思います。当面は国債を発行するにしても、5年間、あるいはもう少し長くてもいいでしょうが、その財源をセットにした形での復興債を発行して、その償還期限が5年であれば、5年間の臨時増税を現役世代にお願いして償還財源を調達すれば、5年間でその復興債は償還されるということになり、現役世代が連帯して復興を担っていくこととなります。また、そういった姿を見せることが、アメリカあるいは世界にむかってプラスの効果をもたらすことになると思います。

### 《怖い国際的な投機筋の動き》

#### ＝足元を見られな復興財源の検討を＝

怖いのは、利益追求の国際的な投機筋がいつ仕掛けてくるかわからない状況にあることです。これはご承知だと思いますが、震災が起きた直後に円がものすごく上がりました。70円台になりました。これは間違いなく投機筋が仕掛けてきているわけです。その後、また円安といっても80円台に収まっているんですが、国債もヘッジファンドが何回も仕掛けてきています。何か事があれば、国債は暴落するのではないかということで、今まで実は4～5回仕掛けてきていますが、今のところは失敗しています。

ですから何か事があれば、復興財源で、例えば償還財源なしの国債を発行するとか、税と社会保障一体改革が閣議決定できないとか、こういったことを材料にしてギリシャあるいはスペイン、ポルトガルあたりでダブついている投機マネーが、日本に何時くるかもわからない。したがって、そういうきっかけを彼らに与えるような政策をしてはいけないと思っています。

### 《復興財源として出ている提言》

#### ＝消費税、所得税・法人税、固定資産税、炭素税＝

そういう意味ではこの復興財源をしっかりと考える必要があると思っていますが、これにはご承知のように消費税を当てるべきだという考え方と所得税あるいは法人税の付加税でいくべきだという考え方、さらに固定資産税という考え方が一部にあります。これは地方税ですから超過課税して国税として仕組んでいこうという考え方です。それから炭素税、これは大きな財源にはならないと思いますが、今後のグリーンな国家建設ということで、この辺が提言として出ています。現実的なのは、消費税か所得税・法人税かということで、いつ決まるか、どうなるかわかりませんが、8月の第3次補正で復興債の発行が承認され、1兆円程度の規模の国債が発行されて、それに見合う財源もそこで決まるということになっていますので、遅くともその第3次補正までには決めておく必要があります。

私は、いろんところで消費税は問題がある。増税する場合には、税負担余力のある人が時限的に付加税として1割位負担を増やせば、5年間で1兆円位は確保できるのではないかというような計算をしたり、発表したりしております。

### 《根強い消費税引き上げ論》

#### ＝デメリットは被災者も負担、逆進性＝

しかし、役所とか官邸に近い方には消費税でという考え方がまだ依然として残っています。これは消費税の方が1%で2.5兆円の増収効果があり、復興

が終われば社会保障・税一体改革につなげることができるので、一石二鳥だという考え方によるわけですが、よく考えてみれば税・社会保障一体改革につなげることができるというのは、メリットでなくデメリットです。

復興のために時限的に税率引き上げを行い、それが終了したら直ちに社会保障・税一体改革との関連での消費税率引上げに充当するという考え方は、国民から見れば騙されたような話になるのではないかと思います。

それから消費税率の引上げは、被災地域の方々にも負担増となるということと、低所得者により多くの負担となる逆進性があるということです。

これに対して、給付付き税額控除・還付で対応すればよいという意見がありますが、番号制度が導入されていない中で、そのような制度の執行は技術上難しくてできない。義援金の配付すらいろいろ問題があって滞っている状況ですから、還付なんか絶対にできないと思います。

### 《所得税・法人税が一番ベター》

#### ＝問題は第3次補正とタイミング＝

そこで、復興財源についていろいろと考えてみたとき、私は所得税・法人税を財源として考えていくのが一番良いのではないかと考えています。問題は、タイミングです。今、復興需要が出てきて、供給ラインも回復してきているようですが、これから復興需要がどんどん出てくると思います。取りあえず第3次補正で1兆円国債を発行すれば、それで支出できるわけですから、そういう形で経済が良くなって来たときに、来年くらいからあるいは再来年くらいから税率を上げていけば、5年くらいでなんとか収束するのではないかと考えています。

やはり税・社会保障一体改革というのは、国民にとってまた別の大きな要素ですから、今まで議論してきたように消費税でなんとか賄う必要がありますが、復興財源はそこまで消費税で負担すべきではないと思います。

### 《復興財源を所得税に求めている諸外国》

所得税に追加負担を求める例として、東西ドイツが統合されたとき、西側が東ドイツ復興のために導入した「連帯税」というものがあります。ドイツでは、所得税・法人税の体系は変えず、税率に7.5%の上乗せを行う定率増税・付加税が行われました。そのときに消費税はどうするんだという議論がありましたが、それは、やはり東ドイツの人にも負担増になるのでやめたほうがいいのではないかとということで、所得税と法人税の付加税で復興を支援したわけです。

昨年から今年にかけてオーストラリアで大きな水害がありました。そして、この水害による被災者を助けるために所得税の付加税ということで臨時増税を行っています。ギラードという女性の首相が、演説でクイーンズ州はたい

へんな水害による被害を受けている。皆さんが毎週飲んでいる一杯 300 円のコーヒーを我慢していただければ、約 1 兆円の復興の財源が賄えるんですとお願いをして、法律が通って既に臨時増税が行われております。

こういった諸国の例を見てみましても、やはり余裕のある人が助けていくという意味においては所得税が一番良いのではないかと私は考えています。

## 4. 政策課題と税制

復興財源をどこに求めるかは、第 3 次補正予算ということになりますから、7 月中か 8 月の中旬にはどの税でどうするんだということが決まると思います。資料の 10 ページに「政策課題と税制」ということで、今までのことをまとめさせていただきました。

### (1) 平成 23 年度税制改正

まず平成 23 年度の税制改正では、所得税増税と相続税増税あるいは、法人税のネット減税がありましたが、それが全部保留になっています。

### (2) 社会保障・税の一体改革

次の課題は、社会保障・税の一体改革で、消費税増税とありますが、私は、23 年度税制改正と社会保障・税の一体改革は一本で、抜本的税制改革だと考えています。実は、この 23 年度税制改正を行うときに消費税の話は一斉できませんでした。それは選挙に負けた原因が消費税のことを言ったからだということで消費税のことは一斉考えないといった中で議論されましたから非常にねじれているんです。ですから今度は消費税も合わせて抜本的税制改革という形で再度議論が行われています。政府税制調査会で今年中にもう一度議論が行われると思います。

### (3) 復興財源の確保

それから最後の課題が復興財源です。この 3 つの課題が何かもやもやしているんですが、きちんと整理をして国民の前に案を提示する必要があるのではないかと考えています。

## 5. 社会保障・税に関わる番号制度

そういった改革が進んでいく中で、皆様方に関心があるのではないかと思いますのが、番号制度です。番号制度は検討が急ピッチで進んでいます。

4月28日に法律案要綱というのが出ました。法律案要綱というのは私たちからみるともう法案の一步手前なんです。さらに、社会保障・税番号法大綱というのが6月30日には出るのではないかとされています。これは全く国民的に議論されていない中で、このような大きな改正が行われようとしています。

## (1) スケジュール

### 《2015年1月以降利用開始》

スケジュールについては、「本年秋以降可能な限り早期に法案を国会に提出して、成立後速やかにプライバシーを守る機関である第三者機関を設置し業務を開始して、2014年6月に個人と法人等に番号を交付、2015年1月から開始する」となっています。実はこれは消費税と裏腹のところがあまして、消費税の逆進性対策で還付しなければならないときに番号が必要になります。番号がないと還付出来ませんが2015年には番号が付与されます。そうすると2015年位までには消費税を上げることが、可能になるというような一つの逆算したスケジュールでもあります。

## (2) 番号制度導入に関わる経緯

ご承知のように配当所得は、現在、番号付きで各事業会社あるいは、証券会社から税務署と個人の両方に書類が送付されて、それを税務署でマッチングすることにより納税者の所得、納税状況が把握されています。

このように番号制度は納税者の所得や資産を正確かつ効率的に把握することができ、課税の公平・公正と税務行政の効率向上に大きく関係があるという事で、納税者番号制度として検討されてきました。

これは非常に大きな国家プロジェクトです。銀行に口座開設するときには番号が必要になります。利子所得についても、今は源泉分離課税ですから番号は必要ないかもしれませんが、今後は番号が付与されて国税当局に送付されるようになるかもしれません。

ところが、民主党政権下では社会保障を前にもってきて、社会保障・税共通番号という形で議論が進んでいるわけです。ですから今検討されている番号法というものは、私に言わせれば、入れ物を作るだけの法律なんです。ハードウェアです。番号制を導入してどんなことをするのかという中身はまだ決まっていません。

## (3) 提示されている番号制のメリット

どんなことをするのか、メリットがありますということで色々内閣府が提

示している事項の中で、税務については2つあります。

#### 《医療費控除の領収書添付が不要》

一つは、個人がマイポータルを作ってそこにいろんな情報が番号付きで入ってくることになっています。そうすると医療機関で治療を受けたとき支払った治療費の領収書みたいなものが番号付きで医療機関から添付されて、このマイポータルに入っていますから、医療費控除を申請する時には領収書は添付する必要がないということです。今イータックスでもそのようになっていますが、そういったことがメリットとして書いてあります。

もう一つは、扶養控除のチェック機能です。例えば、兄弟がいて弟が母親の扶養控除を申請するといった時に、兄も母親を扶養者に書いている場合、そういったものが瞬時にしてチェックできると書いてあります。

それから、母親が本当に生きていのかどうか、何歳なのかもチェックできると書いてあります。そういった扶養控除と医療控除の二つだけをメリットとして書いてあるんですが、こんな事だけに、証券会社や銀行、税務署等あらゆる番号保有機関を情報連携基盤という非常に複雑な大掛かりなコンピューターシステムを作って、大々的に導入してもたったそれだけのメリットというのはあまりにも少ないと思います。

イータックスでも十分なメリットだと思いますが、そこがまだ議論が進んでいないと思います。

#### (4) 諸外国で導入されている「記入済み申告制度」

私は、番号制度を本当に導入するのであれば、諸外国で導入されている「記入済み申告制度」というものを検討してみてもどうかとうことをいろんなところに提言し、番号制度導入を考えている内閣府官房の人たちともよく話しをしています。

これは、番号制度によって税務署が把握している、納税者のすべての情報を、申告する前に、その納税者に提供するという制度です。北欧ではすべて導入されています。フランスもイギリスも導入しています。

例えば、還付申告などはわざわざ税務署へ行って申告しなくてもいいように、あらかじめ税務当局が持っている情報を全部申告書に打ち出して、納税者本人宛送付し、内容を確認していただく。間違いがあれば訂正して、間違いがなければ確認のサインをして投函することによって、申告が終わるというものです。この還付申告については、スウェーデンとかフランスも導入していますし、イギリスも今もうすぐ導入されるようです。

このような納税レベルのいろんな税制をつくるのであれば、国民の方も番号を使用することのメリットがあるなという実感が得られるのではないかと

思います。

#### 《究極的には年末調整も本人の確定申告で》

それから私は、究極的には、イータックスを使って簡単に納税者が、申告できるようにして、企業は源泉徴収だけ行ない、年末調整は各納税者自身で行っていくという方法が良いのではないかとすることも提言しておりますが、これも秋以降の議論だということです。

#### (5) 6月30日に番号法案大綱

今はハードウェアを作ることだけに専念し、ソフトウェアの方はハードウェアができてから、と言われるんですが、本末転倒です。こんなソフトウェアを入れたいからこんなハードウェアにすべきだというのが本当なんですが、間に合わないのか、ソフトウェアの議論は時間がかかり、国民の反対があるかもしれないので間に合わないと考えているのかよくわかりません。税金を徴収するために、情報申告制度をもう少し拡充するという事になれば、それはそれで大きな議論ですから、そういったことを今の段階でやるとスケジュールが遅れるということがあるのかも知れませんが、ちょっと拙速のような感じがします。

## 6. 消費税の課題

それから、最後に消費税についてポイントだけお話をさせていただきます。私は、財務省にいた時に、税制二課長を2年間やらせていただきました。大体1年で終わるんですが、私の場合消費税の引上げがあったものですから、2年ということになりました。ですから、消費税には山のように課題があるということをも身をもって体験しました。

#### (1) 消費税引き上げのタイミング（経済と消費税）

##### 《デフレ経済下での引上げは損税を招く》

一番大きな課題は経済との関係です。当然、消費税というのは価格に転嫁しながら消費者に負担を求めていく税ですから、転嫁できなかつたらおしまいです。例えば、ガソリンスタンドは消費税込みで、揮発油税も込みで価格が決まっています。その価格というのは隣のガソリンスタンドとの関係で決まっています。つまり物の値段というものは、需要と供給で決まるわけです。決して消費税が上がったから高くできるというものではないわけです。ですから、デフレ経済の下で無理に消費税を上げますと、結局、マージンの中から出さざるを得なくなる。いわゆる損税です。これが発生するよう経済状況

下で消費税を引き上げるとするのは、基本的には出来ないと思います。

日本の場合は、下請け、孫請けとか工業の世界においても材料の仕入れから製品が消費者に渡るまでいろんな生産ラインがあります。その生産ラインの過程ごとで少しずつしか認められないような転嫁をやっていると、本来は消費者に負担を求める税ですが、消費者に負担がいかずに生産者に負担が全部いってしまう。そうすると本来の消費税のあり方と違うことになってしまいます。ですから消費税率引上げのタイミングは本当に重要なことだと思います。

### 《柔軟性を持った引上げの時期》

私は、消費税の引上げの時期は政令の中で柔軟性をもったものにしておくべきだと思います。例えば、政府がデフレ脱却宣言みたいなものを行った後、そこから3カ月後、半年後に引き上げを検討するといった様にして常に生きた経済との関係で決めていくべきではないかと思います。そこに金融政策も集中して環境作りをしていく。そうでないと、硬直的に2013年の9月といった様な決め方は、一端決めますともうそこが本末転倒みたいなことになってしまいます。今回はもう失敗は許されないと思います。タイミングが一番大きな問題だと思います。

### (2) 社会保障目的税の考え方（地方分配）

あとは地方配分の問題。これは大きな問題ですが、国民にとっては国でも地方でも社会保障が充実していけばよいということでしょう。

### (3) 最大の課題である逆進性とその対策

あと逆進性の問題です。簡単に逆進性はないといっていますが、そう簡単に逆進性がないとは言えないと思います。還付制度とか軽減税率、益税、そしてインボイスの導入といったものがこれから問題になると思います。

### (4) タックスオンタックス ―石油、住宅取得等と消費税―

ビールとか酒とか石油は、タックスオンタックスではないかという議論があります。論理的にはそうではないのですが。

### (5) 中古品等のマージン課税

それからインボイスが入ると、中古品は中古車等も含めてマージン課税というものをやらないと、仕入れ税額控除ができません。ヨーロッパなどは導入しています。

## 7. 軽減税率の問題点

私は、消費税担当課長であったということもあり、またその前にイギリスに行ったこともあって、軽減税率がいかに大変かということをも、身をもって体験しました。

### (1) 軽減税率の範囲の困難性

#### 《外食サービスと食料品》

##### ＝マクドナルドの例＝

マクドナルドでは、「テイクアウト」と「その場で食べる」という両方のサービスが今でもあります。当時、イギリスはテイクアウトの場合は食料品としてゼロ税率、その場で食べるとレストランサービスということで標準税率を課していました。ところが、当時は税率が17.5%でしたからその場で食べるという人はほとんどいませんでした。その場で食べるといった瞬間から17.5%課税されるわけですから、“テイクアウェイ”すなわち、持って帰りますということになってしまいます。

しかし、買った後はどこで食べようと自由ですからマクドナルドの店内で食べる。それはおかしいとって日本の国税庁にあたる租税歳入局 (Inland Revenue) がクレームをつけてものすごくもめたわけです。

結局、イギリスは“ホットフード”という概念で温度を決めています。暖かいものはレストランサービス、冷たいのは食料品となります。冷蔵庫から出してくる冷えたものは0税率で、それを店員がレンジで少し温めると標準税率になります。そのような“ホットフード”という概念によっているのですが、訴訟がたくさん起きているんです。

“ホットフード”というと暖かい食べ物だと思いますが、そうではないんです。暖めるもの、といったような意味です。食べ物は出来たときは暖かいです。常温で自然と冷めていくものはいいのですが、人為的に暖めてはいけないということです。

#### 《宅配ピザの例》

例えばピザを冷めないような工夫をしてデリバリー（配達）したら、これは人為的に冷めないようにしているから、レストランサービスだといって課税されて、最高裁まで争われ課税当局が勝訴した事例があります。また、温めるといってもチキン等は衛生上暖めているのだから良い、というわけが解らないようなレギュレーション（規則）がいっぱいあります。

いずれにしても軽減税率の範囲をきめるということはたいへん難しいということです。しかも効果がありません。食料品を軽減税率にしてもお金持ち

の方がたくさん食料品を購入します。そして高価な物を食べます。

## (2) 低所得者対策の効果への疑問

資料 20 ページのグラフは「年間収入に占める消費税割合（税率 10%）を示したもので、消費税が 10%になったときの所得階層に応じた負担率で、逆進性を表しています。所得の多い人ほど消費税の負担が少ない。これは当たり前です。年収 2,000 万円位の人是一部貯蓄に回すために、消費税を受ける割合が少ないからです。軽減税率を導入してもほとんど効果はありません。若干所得の低い人の下がり方が大きいだけです。

しかし、私が提言してきた「給付付き税額控除」を導入すると逆進性が累進になるというくらい効果があります。お金持ちの人も当然食料支出します。したがってお金持ちだけ軽減税率を適用しないというわけにはいきませんから、私は軽減税率でなくて、「給付付き税額控除」の導入が一番ベターだと思っています。

## (3) 諸外国における食料品に対する軽減税率の適用例

テレビのクイズ番組で時々取り上げられていますが、フランスにおいては、フィアグラとキャビアとトリュフのうちで軽減税率が適用されているのはどれでしょうかという問題があります。

### 《フランスの例》

＝キャビア、フォアグラ、トリュフ＝

フランスでは、キャビアだけが標準税率で高くなっています。フォアグラとトリュフは税率が低くなっています。これは、フォアグラとトリュフはフランスで取れますが、キャビアはフランスで取れないからです。つまり、こういったものが輸入制限のような形で使われたりしています。チョコレートはココアの含有量で違います。フランスの人に聞いたから見分ける方法は、持ったときに手がべたべたしないのが、安いチョコレートで、粉みみたいなものが付いたりするのが高いチョコレートだと言っていました。買う方も見分けるのがたいへんです。

### 《カナダの例》

＝アドホックドーナツクラブ＝

それからカナダではご承知のように個数で決まっています。ドーナツを 6 個以上買う人は軽減税率、5 個以下ですと標準税率です。そうすると見ず知らずの人が集まって 6 個以上になるのを待って買い、後で清算します。ドーナツを買うときだけ結成するアドホックドーナツクラブといったものがあります。

#### (4) VAT (付加価値税) から GST (物品サービス税) へ

つまり、解りやすく言うとVAT (付加価値税) というか消費税というのは物の世界の税率でした。サービスには対応しきれていないわけです。物とサービスが一体になるようなマクドナルドとかダンキンドーナツとか日本で言えばデパ地下です。デパ地下で軽減か標準かというのを見分けるのは大変だと思います。ものすごく混乱が起きると思います。ですから軽減税率というのはよほどのことが無い限り導入すべきではないと思います。

### 8. カナダの「給付付き税額控除」

カナダでは還付方式すなわち「給付付き税額控除」で年収が300万円、400万円、500万円の人に消費税を返しています。年収300万円、400万円、500万円の人の基礎的な食料支出、生活支出にかかる消費税負担分、独身ですと2万円位、夫婦で5万円位を返しています。お金持ちには返さない。このような制度が導入されています。

### 9. 終わりに

消費税というのはたくさんの課題を抱えている税ですから、たとえ6月に2015年度までに10%という閣議決定がなされたとしても、これからの議論だと思います。その際、一番重要なのはタイミングだということです。そのタイミングを失しないためにも景気を良くする様な対策はもちろんのこと、規制緩和等いろんな施策と、成長戦略とを合わせてこれから議論していくということが必要ではないかと思います。

森 信 茂 樹 氏

昭和25年1月5日生 広島県出身

【プロフィール】

昭和48年	3月	京都大学法学部卒業
48年	4月	大蔵省入省（関税局企画課）
53年	7月	茂原税務署長（千葉県）
63年	6月	ロンドン駐在大蔵省参事
平成3年	6月	大臣官房企画官
4年	7月	証券局総務課調査室長
5年	7月	主税局調査課長
7年	6月	主税局税制第二課長
9年	7月	主税局総務課長
10年	7月	大阪大学法学研究科教授
13年	2月	法学博士（大阪大学）
13年	7月	財務総合政策研究所次長
15年	1月	東京税関長
16年	7月	プリンストン大学で教鞭をとる
17年	7月	財務総合政策研究所長兼会計センター所長
18年	9月	日本租税総合研究所所長
18年	12月	財務省退官
19年	4月	中央大学大学院法務研究科教授 東京財団上席研究員
	9月	ジャパン・タックス・インスティテュート所長